

第十五條 派遣俘虜使用者本令又ハ第二條ノ規定ニ依ルトキハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル計畫ニ違反シタ
ルトキハ俘虜收容所管理長官ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取
消スコトヲ得

前項ノ取消ニ由ル俘虜ノ復歸ニ要スル一切ノ費用ハ

派遣俘虜使用者ノ負擔トス

第一項ノ場合ニ於テ派遣俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ

因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ズ

第十六條 派遣俘虜使用者ハ本令ニ規定ナキ事項ヲ行

フコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ依リ俘虜收容所管理長官ト派遣俘虜

使用者間ニ授受スベキ書類ハ俘虜收容所長ヲ經由ス

ベシ

第十八條 前諸條ノ規定ハ官廳ニ俘虜ヲ派遣スル場合

ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別紙

(用紙適宜)

俘虜派遣許可願

年 月 日

住 所

職 業

氏 名 (印)

左記ニ依リ俘虜派遣規則ニ依ル俘虜ノ派遣
ヲ受ケ度候間御許可相成度別冊計畫書相添
ヘ申請候也

左 記

一、俘虜ノ員數
一、俘虜ノ使用場所
一、俘虜使用期間

派遣俘虜取扱規則 (昭和十七年七月二十一日)
(陸達第七七十四號)

實施セザルモノトス又外出ノ際ハ必ズ監視人ヲ附
スルモノトス

第一條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本
達ニ依ルノ外俘虜取扱規則、俘虜取扱細則、俘虜勞
役規則及其ノ他ノ關係諸條規ニ依ル

第二條 俘虜收容所管理長官俘虜ヲ工場、事業場等ニ
派遣セントスルトキハ俘虜勞役規則第四條及第五
條、俘虜派遣規則並ニ本達ノ定ムル所ニ依リ派遣俘
虜ノ居住、取締、労務、給與、醫療等ニ關スル事項

ヲ定メ陸軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第三條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本
達ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ差出シタル

俘虜收容所長(以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス)ニ於テ
處理スルモノトス

第四條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ其ノ
有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ
周密ナル調査、觀察ヲ爲シ逃走及不慮ノ災害等ノ豫
防ニ努メ且派遣ニ先チ所要事項ニ關シ嚴肅ナル宣誓
ヲ爲サシムルモノトス

第五條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ所要
ノ職員ヲ附シ派遣俘虜ノ取締警戒ニ任ゼシムルモノ
トス

第六條 派遣俘虜ノ取締ニ關シテハ左ノ各號ニ依ルモ
ノトス

第七條 俘虜收容所長ハ隨時派遣俘虜ニ對スル巡視又
ハ査閱ヲ實施スルモノトス

第八條 俘虜收容所管理長官ハ派遣俘虜ノ交替ヲ命ジ
又ハ陸軍大臣ノ認可ヲ受ケ派遣俘虜ノ增加若ハ復歸
ヲ命ズルコトヲ得

昭和十七年優良多子家庭に關する 附帶集計の發表

昭和十七年度の表彰優良多子家庭の概略については
前號所報の如くであるが、右表彰家庭につき厚生省人

口局に於いて集計せる結果を掲ぐれば以下の如くであ
る。